

健 健 発 0331 第 1 号  
令 和 2 年 3 月 31 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
（ 公 印 省 略 ）

ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則の一部改正について（施行通知）

標記について、「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業の実施について」（平成16年3月30日付け健感発第0330004号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則」（以下「実施細則」という。）を下記のとおり改正するので、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）に対し周知方よろしくお願いしたい。

記

- 1 実施細則第3の2で定める医療手当の額について、（1）の一、三及び（2）に規定する額を36,800円から37,000円に、（1）の二及び四に規定する額を34,800円から35,000円に、それぞれ引き上げること。
- 2 実施細則第4のアの2で定める障害児の養育に対する特別手当の額について、（1）の一に規定する額を873,600円から878,400円に、（1）の二に規定する額を699,600円から703,200円に、それぞれ引き上げること。
- 3 実施細則第4のイの2で定める18歳以上の障害者に対する特別手当の額について、（1）の一に規定する額を2,796,000円から2,809,200円に、（1）の二に規定する額を2,236,800円から2,247,600円に、それぞれ引き上げること。
- 4 実施細則第5のイの2で定める死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金の額について、（1）に規定する額を7,333,200円から7,372,800円に引き上げること。
- 5 本改正は令和2年4月以降の月分から適用されるものであること。